

平成20年度任意継続掛金 (短期掛金・介護掛金)について

掛金率及び月額掛金の上限額

| 区分 | 19年度 | 20年度(見込) |
|----------|------------------------|------------------------|
| 掛金率 | 88.00625% (11.250%) | 98.45000% (10.625%) |
| 月額掛金の上限額 | 28,514円 (3,645円) | 31,897円 (3,442円) |

※()内は介護掛金率及び介護掛金額です。

支払方法による年間掛金額(上限額)の比較

| 区分 支払方法 | 年間掛金額 | |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| | 19年度 | 20年度(見込) |
| 毎月払い | 342,168円 (43,740円) | 382,764円 (41,304円) |
| 半年前納 | 338,835円 (43,314円) | 379,036円 (40,901円) |
| 1年前納 | 336,093円 (42,963円) | 375,969円 (40,571円) |

※1 平成20年4月に資格取得した場合の掛金額です。

2 半年または1年前納の場合には、割引が適用されます。

平成20年度の任意継続組合員に係る短期掛金率及び短期掛金額は、左表のとおり引き上げとなる見込みですが、介護掛金率及び介護掛け金額については、引き下げとなる見込みです。

掛け金は、平成20年1月1日現在における現職組合員の平均給料月額324,000円(平成19年度)と組合員の退職時の給料月額の80／100(55歳未満または組合員期間15年未満の方は100／100)を比較し、低い方の額に掛け金率を乗じて求めます。

※介護掛け金については、40歳以上65歳未満の方が納付することとなります。

「共済だより石鎚1月号」(Vol.246)でお知らせしました後期高齢者医療制度が本年4月1日から始まります。このため、75歳以上の組合員(その被扶養者を含む)及び被扶養者の方は、4月1日以降共済組合の医療保険制度の適用が受けられなくなります。共済組合が交付している組合員証等につきましては、次とおり交換しますので、ご協力をお願いします。

4月2日以降に75歳の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方は、「75歳の誕生日」から後期高齢者医療制度に加入することとなりますので、同日以降、共済組合の医療保険制度の適用が受けられなくなります。

組合員証の交換の日程などは所属所の共済事務担当課(係)を通じてお知らせします。

該当の組合員の方は
組合員証の交換をお願いします。

後期高齢者医療制度

平成20年4月からスタート

4月1日時点で75歳以上の被扶養者を有する組合員の方は、4月1日以降に所属所の共済事務担当課(係)で現在交付されている組合員証と75歳以上上の被扶養者を取消した新しい組合員証を交換しますので、次の証を返却してください。

75歳以上の方には、各市町村から一人一人に「後期高齢者医療被保険者証」が送付されますので、医療機関で受診の際に窓口に提示してください。
※65～75歳未満の一定程度の障害がある方を含みます。



- 組合員証
- 遠隔地被扶養者証(該当者のみ)
- 高齢受給者証